

平成29年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《神戸市ものづくり工場指定管理者》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項</p> <p>① 指定管理者協定書に基づいた事務処理をするべきもの</p> <p>ア 業務の一部を第三者に請負わせる際に本市の事前承諾を受けるべきもの</p> <p>指定管理者協定書では、指定管理者は、指定管理業務の執行にあたり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならず、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は事前に本市の承諾を受けることとなっており、その際、当該契約書の写し等を本市に提出しなければならないとされている。</p> <p>指定管理者は、その構成員が指定管理業務のうち建物管理業務を担当し、このうちエレベータ、中央監視装置の保守点検など一部の業務はそれぞれ請負契約を締結して専門業者に発注している。しかしながら、当該請負契約に係る事前の本市の承諾、及び請負契約書の写しの提出については確認できなかった。</p> <p>指定管理者は、指定管理者協定書に基づいて適正な事務処理を行うべきである。また、本市所管局は適正な事務処理をするよう指定管理者を指導するとともに、当該請負の内容を確認するべきである。</p>	<p>平成30年度より、再委託承諾申請書及び添付資料として契約書等の写しの提出を受け、本市において内容確認のうち、一部業務の再委託について承諾している。</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 意見</p> <p>① 指定管理業務に係る共同事業体構成員間の契約について</p> <p>指定管理者は、応募時に構成員間で締結したうえ本市に提出した共同事業体協定書（出資割合の規定なし）の他に、各構成員の分配額等を規定するため、同協定書第9条に定める職務分担表に記載した構成員の担当業務のうち施設の維持管理に関する業務（設備管理・清掃・植栽管理・警備の各</p>	<p>平成30年度より、共同事業体の構成員間で事務分担に関する覚書を取り交わしている。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>業務及び事務管理業務) に関して、共同事業体の代表者から構成員への業務委託契約を締結していた。</p> <p>しかし、この委託対象業務は共同事業体協定書第9条(構成員の職務分担及び責任)の規定によると構成員の担当業務とされており、改めて委託契約を締結する意義はないと考えられる。</p> <p>指定管理者は、共同事業体協定書の規定内容に基づいて、当該契約書に規定されている内容に関しては構成員間で詳細部分に関する協定等を別途締結するなど、委託契約以外の方法による対応を検討されたい。</p>		